

# 鳥取大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位に関する内規の取扱要項

平成12年9月27日

鳥取大学大学院医学系研究科委員会承認

## 第3条関係（学位論文の提出時期）

### ○大学院博士後期課程における学位論文の2年次後期以降提出に関する手続きについて

鳥取大学大学院学則第31条第2項ただし書並びに鳥取大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位に関する内規第3条の規定に基づき、大学院博士後期課程による学位論文を2年次後期以降に提出させたい希望がある場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 指導教員は、当該学生の学位申請書類を添えて別紙様式により研究科長に願出する。
- (2) 大学院委員会は予備審査委員会を開催し、鳥取大学大学院学則第31条第2項ただし書に規定する内容について予備審査を行う。
- (3) 大学院委員会は、予備審査の結果を踏まえ、論文受理の可否について議決を行う。

### ○鳥取大学大学院学則第31条第2項ただし書に規定する優れた研究業績を上げた者について

国際的学術誌に筆頭著者として学位論文が掲載（受理されたものを含む。）され、かつ参考論文が国際的学術誌に掲載（受理されたものを含む。）された実績を有する者をいう。

ただし、学位論文の筆頭著者について equal contribution である旨の記載がある場合は、実績として認めないこととする。

なお、国際的学術誌とは、投稿時に Current Contents、Pub Med 又は Web of Science の Journal Citation Reports に掲載されている学術誌をいう（第15条関係において同じ。）。

## 第4条関係（学位申請に必要な書類）

### ○履歴書の職歴欄への海外研修歴の記載について

証明のできるものについては記載してもよい。

### ○参考論文について

参考論文とは、学術誌又はそれに相当する出版物に掲載（受理されたものを含む。）されたものをいう。

## 第5条関係（主論文の要件）

### ○大学院博士後期課程における学位論文について

学位申請者が行った研究であっても学術誌あるいは研究機関の慣行上筆頭著者になることができない場合には、鳥取大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位に関する内規第5条第1項第2号の規定にかかわらず、予備審査委員会で審査のうえ学位論文として認めることがある。

### ○equal contribution の取扱いについて

筆頭著者と第2番目以降の著者が同等に貢献したとされる論文は、当該論文に equal contribution である旨記載があり、共著者が当該論文で学位論文申請を行わない旨の承諾書の提出があった場合は、主論文として認めることとする。

## 第7条及び第17条関係（学位論文の受理）

### ○指導教員が空席になった場合の論文紹介について

指導教員が、空席になった分野・部門の学位論文申請は、次のとおりとする。

当該分野・部門の代表者は、学位申請を希望するものについて専攻長に申出、専攻長は、指導教員にかわり大学院委員会に紹介する。

#### 第 8 条及び第 1 8 条関係（審査委員会）

##### ○学位論文審査の公開について

学位論文申請者、学位論文題目、主査・副主査、日時、場所を掲示により周知することとし、その他の事項については必要に応じその都度定める。

#### 第 1 0 条及び第 2 0 条関係（学位論文の審査）

##### ○学位論文審査方法

審査要旨はすでに配布済みであるので、主査は審査結果、最終試験の結果又は学力確認の結果並びに人物につき報告する。

質疑応答については時間制限をもうけない。副主査は、補足事項がなければ説明しない。

#### 第 1 3 条関係（研究歴）

##### ○研究歴については、次に定めるところによる。

##### 第 3 号関係

研究生の研究歴は、全日制とみなされる期間は 1 / 1 とし、定時制とみなされる期間は 2 / 3 として計算する。

##### 第 4 号関係

##### 博士（生命科学）

- a. 国公立大学等の生命科学系・医学系教育・研究機関における専任研究職員期間
- b. 国公立及び公益法人の生命科学関連研究機関における専任研究職員期間
- c. 企業の生命科学関連研究機関における専任研究職員期間（期間は 1 / 3 として計算する。）

ただし、企業の生命科学関連研究機関とは、10名以上の博士学位取得者が研究活動を行い、かつ学位論文を推薦する医学系研究科委員会構成員が共同研究、又は研究指導を行っている機関とする。

##### 博士（再生医科学）

- a. 国公立大学等の機能再生医科学に関連の教育・研究機関における専任研究職員期間
- b. 公益法人の機能再生医科学に関連の教育・研究機関における専任研究職員期間
- c. 臨床機関における専任職員機関（期間は 1 / 3 として計算する。）
- d. 企業・団体の機能再生医科学に関連の教育・研究機関における専任研究職員期間（期間は 1 / 3 として計算する。）ただし、企業・団体の研究機関とは、10名以上の博士学位取得者が研究活動を行い、かつ学位論文を推薦する医学系研究科委員会構成員が共同研究、又は研究指導を行っている機関とする。

##### 博士（保健学）

- a. 国公立大学等の保健学に関連の教育・研究機関における専任研究職員期間
- b. 公益法人の保健学に関連の教育・研究機関における専任研究職員期間
- c. 臨床機関における専任職員期間（期間は 3 分の 1 として計算する。）
- d. 企業・団体の保健学に関連の教育・研究機関における専任研究職員期間（期間は 1 / 3 として計算する。）ただし、企業・団体の研究機関とは、10名以上の博士学位取得者が研究活動を行い、かつ学位論文を推薦する研究科委員会構成員が共同研究、又は研究指導を行っている機関とする。
- e. 本研究科博士課程修了者で標準修業年限以上在籍した場合は 1 年

#### 第15条関係（学位申請に必要な書類）

##### ○履歴書の職歴欄への海外研修歴の記載について

証明のできるものについては記載してもよい。

##### ○主論文について

主論文は、国際的学術誌に筆頭著者として学位論文が掲載（受理されたものを含む。）されたものであること。

ただし、学位申請に必要な研究歴の始期が平成20年3月31日以前の者については、この取扱いによらないものとする。

##### ○参考論文については、次に定めるところによる。ただし、学位申請に必要な研究歴の始期が平成20年3月31日以前の者については、bの規定は適用しないものとする。

a. 参考論文とは、学術誌又はそれに相当する出版物に掲載（受理されたものを含む。）されたものをいう。

b. 3篇の参考論文のうち、少なくとも1篇は、国際的学術誌に掲載（受理されたものを含む。）されたものであること。

#### 第18条関係（審査委員会）

##### ○外国語の筆答試験について

筆答試験の外国語は英語とする。

##### 附 則

この取扱要項は、平成12年9月27日から適用する。

##### 附 則

この取扱要項は、平成15年4月1日から適用する。

##### 附 則

この取扱要項は、平成15年7月23日から適用する。

##### 附 則

この取扱要項は、平成16年4月1日から適用する。

##### 附 則（平成20年3月26日大学院委員会承認）

この取扱要項は、平成20年3月26日から適用する。

##### 附 則（平成21年12月7日大学院委員会承認）

この取扱要項は、平成21年12月16日から適用する。

##### 附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

##### 附 則（令和3年11月16日大学院委員会承認）

この要項は、令和3年11月16日から実施する。

##### 附 則（令和5年6月13日大学院委員会承認）

この要項は、令和5年6月13日から実施する。